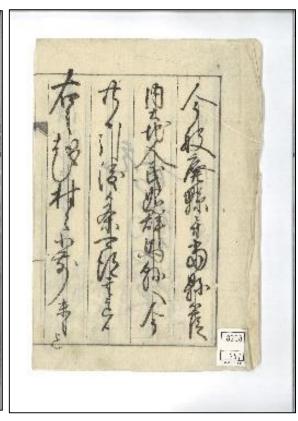
群馬県立文書館 教材活用史料詳細カード 20

請求番号	P8208	文書番号	347	年代	明治5年(1872)
史料名	〔廃県ニ付土地人民群馬県ニ引渡旨布達〕 (廃藩置県関係 前橋県から群馬県へ引継)				
形態	綴	複製	あり・ なし	(展示利	用レプリカ、デジタル画像)
備考	寄託文書(鈴木順一家文書) 以下の史料と併せることでさらに効果的な活用が考えられる。 ・群馬県歴史・群馬県行政文書(第1次群馬県 成立の布告(写)) ・展示用「群馬の成立ち」パネル ・tsulunos 動画(YouTube)「文書館収蔵資料でみる 群馬県ができるまで」				
史料概要	明治 4 年の廃藩置県により成立した前橋県。同年 10 月群馬県の誕生により廃止となり、旧前橋県が管理した「土地や人民を、群馬県に引き渡す」と、村々に通知している文書。 (群馬県の成立については、明治 4 年 10 月 28 日の太政官布告の写し史料あり。 A0387BOG 2524「群馬県歴史」)				
指導要領 (内容)と の関連	<小 6 > (2)-アー(ケ) 廃藩置県などの改革 <中 歴 > C-(1)-アー(イ) 明治維新と近代国家の形成 C-(1)-イー(ア) 明治政府の諸改革の目的 <高日探 > D-(2)-アー(ア) 近代の特色を示す歴史資料				
活用例					
活用単元	明治維新と我が国の近代化(廃藩置県) 、または郷土学習(わたしたちの群馬県)				
活用場面	近代化政策の一つである、廃藩置県について学ぶ導入場面での活用。				
活用方法	文字史料であり、児童・生徒が主体的に読解することは難しいが、解説文をあわせて提示することで、書かれている内容に触れることが可能となる。史料中の「前橋県庁」の文字に着目するとこで、廃藩置県を郷土の歴史として身近に感じることができると考えられる。また、群馬県成立(A0387BOG 2524「群馬県歴史」)とあわせて活用することで、廃藩置県についてもさらに理解を深めることができると考えられる。				
予想される 生徒児童の 反応など	廃して県を置いた後 じることができると	、統合して思われる。	て県(群馬県)が成立	したこと	まもいると思われるが、藩を とを身近な歴史事象として感 明(10月28日)などを織り きる。

〔廃県二付土地人民群馬県二引渡旨布達〕(P8208 347) 明治5年





8用 語

北 申通 聞 至小廃急前県 頭取名主 (とうどりなぬし):村々の名主の中で主導的役割を担 (しきゅう):極めて急ぐこと、大急ぎ(こまえ・こまい):本百姓、一般の高持ち百姓のこと(はいけん):廃藩置県で成立した県を廃止すること (きたどおり):前橋町 もうしきける):言い聞かせること の北方に位 置し、 城山麓地域の村々の

った者、

旧 利根村 鈴木家文書 P 8 0 8 No. 3

4

7

右 頭取村 取締々 名 主 (FI)

壬申二月廿日

(FI)

前 橋県庁朱印

元

(池し) 趣趣 れざる様 お村 も々 むか)き、村本の前末々迄 二申聞しも K (D) 小 き也 前 ゆ (こまえ) 5 申

末々迄

L

聞

け

~ きもの

也

右右の之 L 0 意を得べく候

二廿十日 日引 引渡 き候 渡条、 候可 条、得 其其 (き一候

県県に 人人 民民 付付、 始始 8 `群 当当 群馬 県県 馬県へ今 管管 今

內内 土土

地地

今**今**般

廃廃

(明治五年:一八七二)〈B〉

群馬県歴史 (A0387B0G 2524) 明治 18 年 (廃藩置県関係 群馬県の成立)

